

災害時における建築物応急危険度判定及び

避難施設等の点検に関する協定

江戸川区（以下「甲」という。）と一般社団法人江戸川建設業協会（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、江戸川区内で災害が発生し、または、発生するおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲が行う建築物応急危険度判定、または、避難施設の点検において乙の積極的な協力を得ることにより、円滑な業務の実施及び迅速な避難者受入れ施設の確保に努めることを目的とする。

（協力要請等）

第2条 甲は、災害時に必要が生じた場合は、乙に対して応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣を要請する。

2 前項の要請は、原則として災害復旧協力等要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、これによりがたいときは、口頭、電話等により要請し、その後速やかに書面を提出するものとする。

3 気象庁が発表する震度5強以上の地震が発生した場合は、甲が避難施設等への点検要請を行ったものとする。

（協力内容）

第3条 乙は前条第一項の定めにより、甲から要請を受けた場合には、速やかに要請事項に応えるものとする。

（指揮）

第4条 乙の協力に係る指揮及び連絡調整については、甲が指定する者とする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請に基づき協力したときは、応急危険度判定調査表（別紙1）又は被害状況調査票（別紙2）により報告するものとする。

（費用負担）

第6条 甲の要請に基づき、乙が業務を実施した場合に要する次の経費は甲の負担とする。

- （1）応急危険度判定員の派遣及び避難施設の点検要員の派遣に係る交通費
- （2）その他特に必要と認める費用

（請求及び支払い）

第7条 乙は前条に定めた費用を甲に請求する場合は、災害復旧協力等費用請求書（第2号様式）により、請求するものとする。

2 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（損害補償）

第8条 甲の要請に基づく、乙の当該業務に従事する者の損害補償は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例」（昭和41年6月7日江戸川区条例第10号）又は、「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」によるものとする。

（有効期間）

第9条 本協定の有効期間は、平成24年4月24日から1年間とする。ただし、甲乙いずれからも指定解除または変更の申し出がない場合、本協定は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

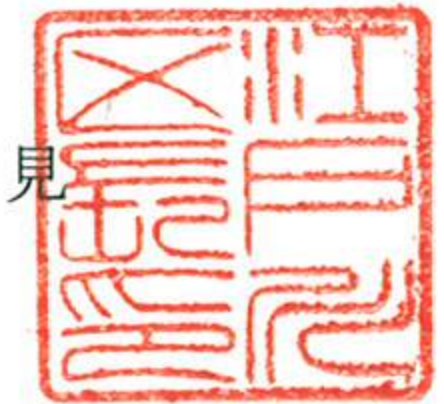
（協議）

第10条 本協定に定めのない事項、または、条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

本協定書は、2通作成し甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年4月24日

甲 江戸川区中央一丁目4番1号
江戸川区長 多田正 見



乙 江戸川区松島一丁目29番13号
一般社団法人 江戸川建設業協会
会長 西野輝彦

